

御蔵島村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

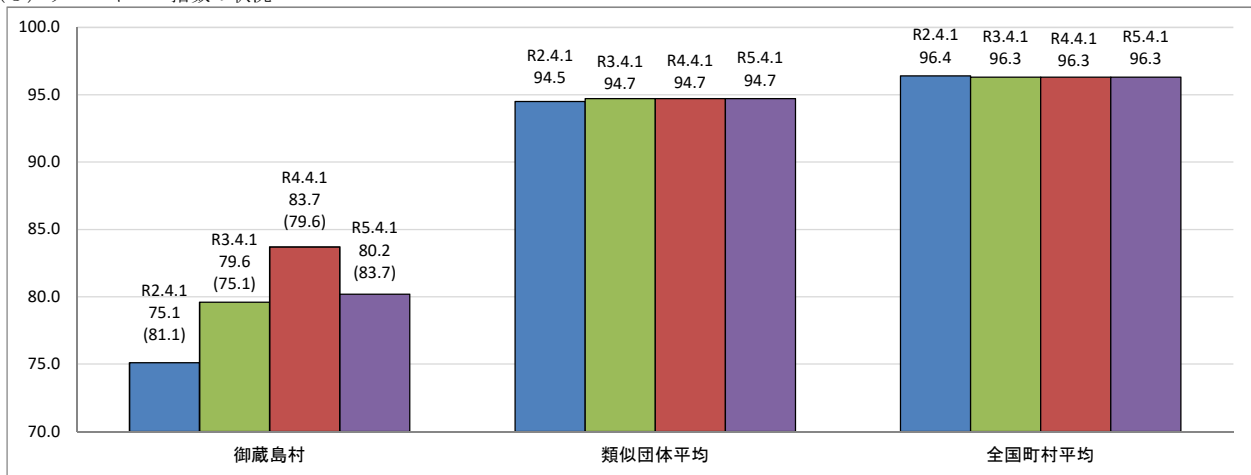
区分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和3年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和4年度	291	1,811,836	99,654	140,264	7.7	9.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 1人当 り給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和4年度	15	47,350	13,965	18,307	79,622	5,308	5,369

- (注) 1 職員給には退職手当を含まない。
 2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

職員構成の変動により3年前に比べ5.1ポイント上昇した。職員総数が僅少であるため採用、退職及び経験年数階層の変動に伴って大きく高下するが100を超える見込みはない。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

(給料表の改定実施時期) 令和5年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.1%引上げ。
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②その他の見直し内容

住居手当について、国と同様に見直しを実施。(令和2年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
御蔵島村	49.3 歳	296,163 円	406,048 円	354,388 円
東京都	42.4 歳	316,277 円	451,385 円	398,074 円
国	42.4 歳	322,487 円	—	404,015 円
類似団体	41.0 歳	292,377 円	344,598 円	319,247 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 A	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似企業	平均年齢	平均給料月額 B	A/B
御蔵島村	44.9 歳	6 人	238,600 円	281,861 円	256,600 円	—	—	—	—
うち発電事業	45.6 歳	5 人	240,280 円	292,194 円	261,880 円	—	—	—	—
うち給食調理	41.3 歳	1 人	*	*	*	飲食物調理従事者	41.9 歳	298,600 円	—
東京都	50.5 歳	1,241 人	287,646 円	388,055 円	354,902 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,941 人	286,942 円	—	329,178 円	—	—	—	—
類似団体	48.6 歳	2 人	255,717 円	283,608 円	269,307 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 C	民間 D	C/D
御蔵島村	4,406,865 円	—	—
うち発電事業	4,534,643 円	—	—
うち給食調理	*	3,945,500 円	—

- ※ 個人情報保護の観点から対象となる職員数が2人以下の場合、対象者が特定されるため平均給料月額の欄等を（*）としている。
- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和2年～令和4年の3ヶ年平均）。
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態の点において完全に一致しているものではない。
- ※ 年収ベース「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同ベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区分		御蔵島村	東京都	国
一般行政職	大学卒	185,200 円	187,900 円	185,200 円
	高校卒	154,600 円	152,200 円	154,600 円
技能労務職	高校卒	140,000 円	149,600 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和5年4月1日現在）

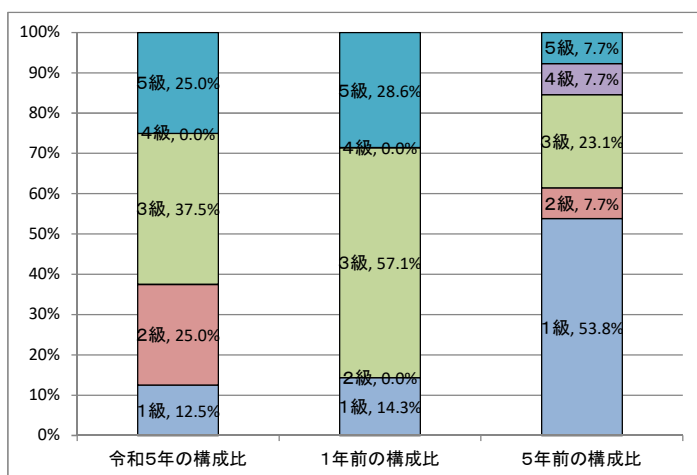
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	—	—	—	—
	高校卒	—	—	—	—
技能労務職	高校卒	230,200 円	—	244,500 円	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数等の状況 (令和5年4月1日現在)

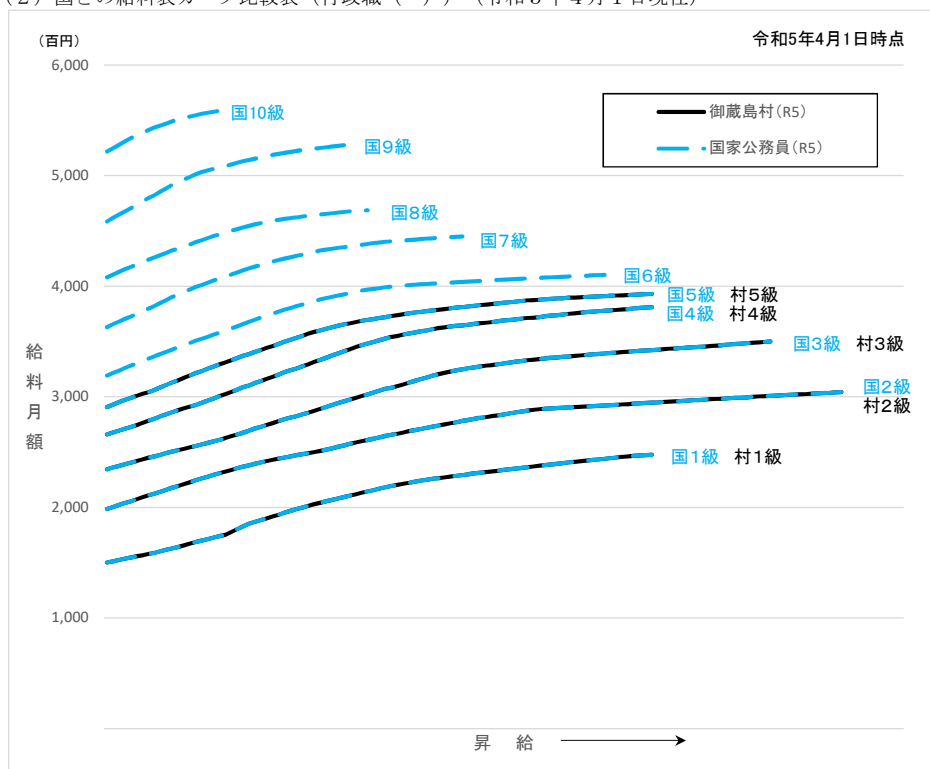
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	1人	12.5%	150,100円	247,600円
2級	主任	2人	25.0%	198,500円	304,200円
3級	課長補佐、係長、主査	3人	37.5%	234,400円	350,000円
4級	課長	0人	0.0%	266,000円	381,000円
5級	統括課長	2人	25.0%	290,700円	393,000円

- (注) 1 御蔵島村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に7級制から5級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表 (行政職 (一)) (令和5年4月1日現在)



(3) 昇給への勤務成績の反映状況 (御蔵島村)

令和5年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ	人事評価を実施した	○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ (一律)	—		—	
ロ	人事評価を実施していない				
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

御蔵島村	東京都	国
1人当たりの平均支給額 (令和4年度) 1,153千円	1人当たりの平均支給額 (令和4年度) 1,844千円	—
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.15月分 (1.35)月分 (1.05)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況 (一般行政職) (御蔵島村)

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を実施した	○		○	
活用している昇給区分	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率		○		○
標準、下位の成績率				
標準の区分のみ (一律)				
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当 (令和5年4月1日現在)

御蔵島村			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	23.00月分	23.00月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	30.50月分	30.50月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	43.00月分	43.00月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	43.00月分	43.00月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2%加算)			定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)		
1人当たり平均支給額	2,227千円	0千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績 (令和4年度決算)			—	千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)			—	円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)	
対象地域なし	— %	— 人	—	%

(4) 特殊勤務手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績 (令和4年度決算)		309千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)		154,680円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和4年度)		10%		
手当の種類 (手当数)		2種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	左記職員に対する支給単価
看護業務手当	看護師の職にある職員	診療所に勤務する看護業務	309千円	給料月額100分の10
保健指導手当	保健師の職にある職員	保健指導の業務	0千円	給料月額100分の10

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (令和4年度決算)		8,632千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)		454千円
支給実績 (令和3年度決算)		9,906千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)		550千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	扶養親族を有する職員に支給。 配偶者13,000円、配偶者以外の扶養親族は各6,500円、配偶者がいない場合はそのうち1人は11,000円。 16歳から22歳の子についての加算 1人5,000円	同		2,208 千円	245,333 円
住居手当	世帯主である職員に支給(職員住宅に入居している者は除く)。 賃貸住宅 27,000円(支給限度額)	異	区分が異なる	1,586 千円	226,529 円
通勤手当	●電車・バスを利用する場合 運賃相当分55,000円を限度に支給(一部自己負担) ●乗用車等を利用する場合 使用距離に応じて2,000円～31,600円を支給	同		398 千円	66,398 円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員について、その職務の特殊性に基づき支給。 統括課長級 58,950円 課長級 55,000円	異	支給額及び区分が異なる	1,415 千円	707,400 円
管理職特別勤務手当	管理または監督の地位にある職員につき、臨時または緊急の必要その他の公務の運営の必要により、勤務を要さない日に勤務した場合に支給。 勤務1回につき8,000円 但し、勤務時間が6時間を超える場合は12,000円	異	区分が異なる	432 千円	216,000 円
宿日直手当	宿直勤務または日直勤務をした場合に支給。 勤務1回につき4,200円	異	区分が異なる	2,090 千円	232,222 円

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区分		給 料 月 額 等
給料	村長	600,000 円 (— 円)
	副村長	500,000 円 (— 円)
報酬	議長	140,000 円 (— 円)
	副議長	115,000 円 (— 円)
	議員	100,000 円 (— 円)
期末手当	村長 副村長	(令和4年度支給割合) 3.15月分
	議長 副議長 議員	(令和4年度支給割合) 3.15月分
退職手当	村長 副村長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 給与月額×在職年数×4.0 9,600,000 円 任期ごと 給与月額×在職年数×3.0 6,000,000 円 任期ごと
	備考	

- (注) 1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

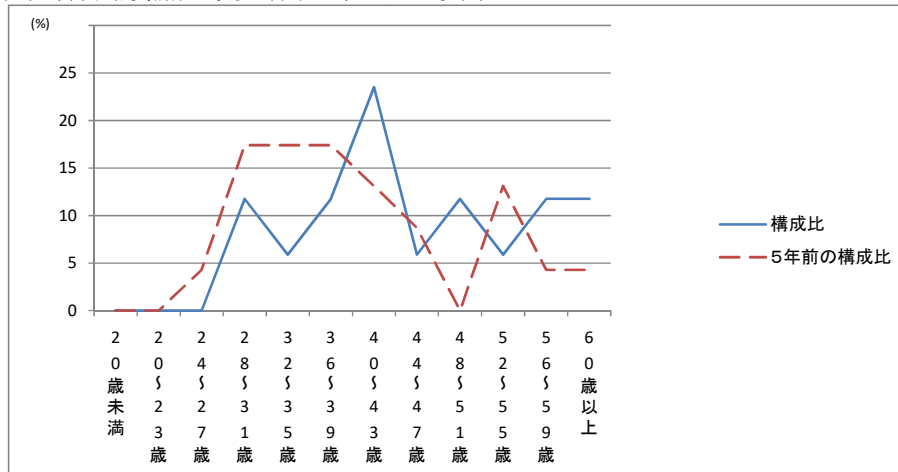
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		令和4年度	令和5年度			
普通会計部門	一般行政部門	総務	9	9	0	
		税務	1	1	0	
		農林水産	1	1	0	
		土木	1	1	0	
		民生	0	1	1	欠員補充
		計	12	13	1	〈参考〉 人口10,000人当たり職員数 446.74 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 221.45 人)
	教育部門	2	2	0		
	消防部門	0	0	0		
	小計	14	15	1	〈参考〉 人口10,000人当たり職員数 515.46 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 257.87 人)	
	公営企業部門等	診療所	4	2	△ 2	欠員未補充
小計		4	2	△ 2		
合計		18 [30]	17 [30]	△ 1	〈参考〉 人口10,000人当たり職員数 584.19 人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和5年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳	30歳	31歳	32歳	33歳	34歳	35歳	36歳	37歳	38歳	39歳	40歳	41歳	42歳	43歳	44歳	45歳	46歳	47歳	48歳	49歳	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳以上	計	
職員数	0	0	0	2	1	2	4	1	2	4	1	2	4	1	2	4	1	2	4	1	2	4	1	2	4	1	2	4	1	2	4	1	2	4	1	2	4	1	2	4	1	2	4	17

(3) 職員数の推移

(単位 : 人・%)

年度 部門別	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	過去5年間の 増減数(率)	
							△6	(△31.6)
一般行政	19	17	16	14	12	13	△6	(△31.6)
教育	2	1	2	2	2	2	0	(0.0)
消防	0	0	0	0	0	0	0	(0.0)
普通会計	21	18	18	16	14	15	△6	(△28.6)
公営企業等会計	2	2	3	4	4	2	0	(0.0)
総合計	23	20	21	20	18	17	△6	(△26.1)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。